

令和3年度 第19回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和4年2月17日（木）午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
- 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員
10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 13番 西 好朗職務代理者
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人
12番 原田 昌二委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 10人
- 6 現地調査委員
農業委員 佐野 伸夫委員 大田垣 強委員
推進委員 山野小百合委員 吉井 忠大委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第88号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第89号 農地法第4条申請について
日程第3 議案第90号 農地法第5条申請について
日程第4 議案第91号 空き家に付随する農地の指定について
日程第5 議案第92号 地籍調査事業にかかる地目変更について
日程第6 議案第93号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第94号 朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について
- 8 事務局職員
事務局次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから第19回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき、進めていただきたいと思っております。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第19回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4「議事録署名人の指名について」は、11番、楠晃委員と13番、西好朗委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。

議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第88号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 それでは、受付順位177番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。

177番の航空写真をご覧ください。位置的には、右上のところに和田山方面から南進をしましたら、物部のほうに行く旧国道との交差点、澤第一交差点がございます。そこを右折していただいて、円山川の橋を渡り50メートルほど行きましたら市道に降りる傾斜した降り口がございます。そこを南に向かっていただくと、申請地があります。

この案件につきましては、昨年12月に私が説明を受けた事案でございますが、その後、

1月でご審議いただけるのかなと思っておりましたら、事務局のほうから、一部、未提出書類があるということで、1か月遅れるというような話を聞いていたところであります。12月に説明を受けた際に、申請地の中に旧の農業施設の基礎であるとか、床張りのコンクリートがあり、その撤去が未だであるということを聞いておりました。その後、雪が解けて、現地を再確認したときにはまだございましたが、その後、業者さんがそれらの基礎であるとか床張りのコンクリートを撤去されたということも確認しているところであります。申請案件審議資料にも、一部農業用倉庫跡ありとありますが、それは時点の関係でそういうようになっておりますが、そういった基礎部分、床のコンクリート等は撤去するということを確認したところであります。

これらの条件が整ったので今回の申請ということになりましたが、最初、話をさせていただきますと、譲渡人の●●さんが譲受人の●●さんに、この土地についてはもう自分で管理できないということからお話を持ち込まれて相談が調ったというように聞いているところでございます。●●さんの継続使用については、申請案件資料のとおり、問題はないであろうと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位178番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位178番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町東谷区の国道9号線が横切っております池田古墳の周濠部分を構成する田となります。審査案件資料の178番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。

この申請地は、国道9号線、池田古墳部分の工事に伴う工事現場事務所として使用された後、工事が終わった後も工事用のプレハブが放置され、地面は砂利が敷かれたままの違法な転用の状態となり問題となっておりましたが、農業委員会、教育委員会等の強力な指導により、このたびプレハブの撤去並びに敷設砂利の除去がなされ、原状復帰しました。このことをずっと気にしていたのが譲受人の●●氏でありまして、原状復帰とともに、この状況や文化的価値を維持することを目的として、譲渡人との交渉の末、売買の合意に至り、今回の申請となりました。譲受人の●●氏は、地図上にあります池田古墳、本体になるわけですが、後円部に住宅を構え住まわれており、文化財としての古墳周濠部の維持に努めようと、自宅周りの田を少しずつ買い入れたり借り入れたりしながら、朝倉山椒を中心に果樹栽培を行い保存に努めており、朝倉山椒については既に出荷も行うなど、計

画的に進めている実情があります。営農計画書や農地に係る誓約書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位179番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、失礼します。

受付順位179の航空写真をご覧ください。まず、左側に上の方に延びておりますのが国道9号線でございます。それからちょうど中ほどにありますこれが磯部川、それから、少し行っていただいたらJR山陰線があります。申請地は、国道9号線を夜久野方面に向かって進んでいただきまして、目標物であります国道9号線の右側になりますが、塩田区の案内看板が設置されております。それを右折していただきまして、市道を直進していただきます。先ほど言いましたように、磯部川の橋を渡り、そしてまたJR山陰線のガードをくぐりまして、約150メートル進んだ右側の場所が申請地となります。以前、地区の人たちにお世話になって耕作していただいていたのですが、作ってもらう人が体調不良や、継続することがなかなか難しいということで、譲渡人が田を継続してもらえる方を探される中で●●さんと話ができて、3条無償移転の申請となったわけでございます。地元区長、それから農事部長さんの同意書も頂いております。また、申請案件資料に基づきまして確認をいたしましたところ、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位180番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第88号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、受付順位第180番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真4枚目、受付順位180番の写真をご覧ください。申請地は、国道312号線、市境手前の生野工業団地入り口を右折して、さらに、市川を渡ってすぐの丁字路を左折、そこから市道を約1キロ、長谷方面へ進んだ辺りに存する農地です。近くの目標物は川尻地区の公民館となります。このたびの申請は、譲受人、大阪市在住の●●氏が、川尻地区の●●氏所有の農地3筆、1,827平方メートルを有償で譲り受け、小野市での農業経験を生かしてソバ栽培を行うための申請となります。同氏は小野市に25,000平方メートル以上の農地を所有し、●●、●●の従業員とともに水稻、イチゴ、ハウレンソウ等、幅広い営農を行われております。川尻地区における営農は、申請地の一つ、字岡山●●番地の東隣

に存する空き家を購入されており、そこを拠点として従業員とともに農作業を推進する計画を持っておられます。

それでは、申請案件審査資料をご覧ください。受付順位第180番の項に記載されているとおり、全ての項目で条件を満たしていることから、本申請は許可相当と思料いたします。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位181番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、181番の説明を申し上げます。この件につきましては、案内図をご覧くださいてもお分かりになると思いますが、県道養父朝来線を養父方面に向かって走っていきますと、兵庫パークセンターという工場がありますが、そこを目安に行っていたら、少し北上していただきますと、県道の右側にあります。

この案件につきましては、譲受人の●●さんはこの土地について、以前から借地として耕作されていたというような状況から、●●さんは●●さんに譲り渡したいという話が持ち上がりまして、話がまとまったというように聞いているところであります。面積は小規模でありますけれども、●●さんにつきましては上八代の中心的な農業者でございますので、何ら問題なく3条の継続使用がなされるものだと思っておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位182番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員にお願いします。

○西村委員 失礼します。航空写真182番をご覧ください。写真の上のほうは国道9号線側になりまして、久華園のところを右折していただき、与布土方面に走っていただきます。入った道路が県道檜倉山東線になります。檜倉山東線を与布土方面に走っていただきますと、大月西の交差点がございます。そこもずっと行っていただきますと柗木橋がございます。その柗木橋を100メートルほど行きますと該当農地になります。該当農地は与布土川と県道檜倉山東線に挟まれたところにあります。

次に、無償移転の経緯を説明いたしますと、譲渡人、●●さんのお父さんと譲受人の●●さんとの間で、かなり前、5、6年前に地籍調査があったようですが、その際に●●さんが●●番地の自分の田の畦畔を真っすぐにしたいので交換してくれないかという話がありまして、●●番地と交換されたそうです。その時点で●●さんは行政書士に登記を頼んでというように言われていたらしいのですが、行政書士の方が忘れた状態で今回の申請に

なったようでございます。議案審査と資料、全てに特に問題ないというように考えております。審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位177番から182番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の佐野委員のほうから補足説明ありますか。

○佐野委員 失礼します。2月3日の1時30分から、私と楠委員、山野委員と吉井委員の4人で行かせてもらいました。先ほど地元委員さんのおっしゃるとおり、何の問題もございません。以上です。

○石原会長 それでは、皆さんのほうからご意見なりご質問はございませんでしょうか。

特にないようですので、受付順位177番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位178番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位179番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位180番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位181番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後、受付順位182番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第89号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位183番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。航空写真183番をご覧ください。先ほど申し述べました柵木橋を渡っていただきまして、100メートルほど行きますと該当の畑がございます。申請人の住宅となっているところの前の畑、●●番地です。申請者、●●さんは、平成28年に息子さんと2人で二世帯住宅をその畑の前に建てられました。その際に申請されていればよかったのですが、息子さんの友達が犬勢来たりして、車を止めるところがないということで手狭になりまして、●●番地の一部を分割して●●番地として駐車場にしたいという申請でございます。区長、農事部長、水利組合長の同意もいただいております。審議資料のいずれもクリアしておりまして、問題ないというように考えております。審議のほどよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位183番について、ただいま地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の佐野委員のほうから補足説明ありますか。

○佐野委員 先ほど言いました2月3日の日に農業委員4人と、それから事務局2人と6人で参りました。これも先ほどと同じで、何も言うことはございません。これで結構かと思えます。以上です。

○石原会長 それでは、この件につきましてご質問なりご意見ございませんか。

ないようですので、受付順位183番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第90号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位184番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。184番をご覧ください。先ほど説明いたしましたように、国道9号線から県道檜倉山東線へ入っていただきまして、与布土ダム方面に向かって直進していただきまして、照福こども園の交差点がございます。そして、もう少し行きますと玉林寺というお寺の下に至ります。そこから100メートルほど行っていただきまして、旧県道との合流地点がございます。その横にかかっております橋が工事対象の木戸岩橋でございます。

申請人は、大屋の●●さんが元請となられまして、兵庫県の公共工事の木戸岩橋の架け替え工事を落札されました。●●さんの下に6社ほど孫請が入るようですが、その方々の休憩所、資材置場、トイレ、駐車場に使用するための農地の一時転用の申請でございます。貸付人になっております方は、元区長の●●さんでございます。工事期間は、この申請が通りまして、許可されましたら、8月31日までに急いで工事するようになるというように聞いております。工事終了後は原状回復という約束になっております。5条審議資料の立地基準、一般基準も問題ありません。区長、農事部長、水利組合長の地元同意書と隣接同意書も頂いております。審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位185番から187番、3件の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、順に説明させていただきます。

受付順位185番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道9号線、和田山町宮田歩道橋の東20メートルほどの位置にありまして、写真に写っております大蔵小学校を基準に見ただけであれば所在地がご理解いただけるものと思います。

申請案件資料の185番をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による申請となります。このたび譲受人が建て売り住宅を造成、販売するに当たり、譲渡人との間で売買の合意を受けて今回の申請に至りました。

具体を述べますと、譲渡人の●●氏は専ら公務員として生計を維持しており、今回の申請地及び写真に写っておりますけれども、南隣にあります駐車場は、長年大蔵小学校の実習田として貸し出していた経緯があります。特に●●さんとしては農業には携わっておられなかったようであります。そこに宮田区で宅地造成と建て売り住宅を販売したい譲受人の●●さんが売買の話積極的に持ち込まれ、合意へと至りました。●●さんは、以前、

今回の申請地と国道9号線を挟んで反対側にある付近の田を買い上げ、宅地造成と建て売り住宅の販売を終え、この地区での第二弾として取りかかりたいということで購入に至りました。一般基準に基づき、資力、信用につきまして、見積書及び金融機関の残高証明により確認しました。事業計画の確実な推進が見込まれ、内容の目的が果たされるものと思います。また、隣接地の所有者、地元区長、農事部長及び水利組合長、立会いの後、同意書も得ており、問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、186番の説明をさせていただきます。186番の航空写真をご覧ください。申請地は国道9号線、和田山町宮田歩道橋の西側の70メートルほどの位置にありまして、先ほど申しあげました申請案件の185号と同一の航空写真上にありますので、写真に写っております大蔵小学校を基準に見ていただければ所在地を確認いただけるものと思います。

申請案件資料の186番をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による申請となります。今回の譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。また、譲渡人の墓地に隣接して譲受人が新しく畑を設置したものです。譲渡人はもともと宮田区の住人でしたが、現在は大阪に居住しており、畑の管理が日常的にできにくい状況にあります。そこで、譲受人の●●氏が親戚である譲渡人の畑を管理するという条件で、分筆の上、無償で譲渡し、畑を設置したものです。

先日、私と田中推進委員とで立会いをしたわけですが、既に墓地は完成しており、手続上、これは5条申請ですかと異議を唱えたわけですが、墓地の設置に関しましては農業委員会の許可と同時に、市民生活部市民課への設置申請が必要で、今回の申請につきまして、市民生活部は、放棄田として荒れるよりも墓地として管理されるほうが環境的にもよく、許可相当であるだろうという返答を示されていると聞きました。また、地元区長、農事部長、水利組合の同意も得ております。農業委員会としましても、地元の同意があることや、市民生活部の判断と歩調を合わせる意味において、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、187番の説明をさせていただきます。同じ場所になるわけですが、187番の航空写真をご覧ください。申請地は先ほどの申請案件、186番の隣となります。

申請案件資料187番をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による申請となります。このたび譲受人の●●氏が、自宅から遠く、場所的にも不便なところにある墓地の移転を計画し、親戚となる●●氏所有の田を分筆の上、有償で取得し、新しい墓地を設置しようとするものであります。一般基準に基づき、資力、信用につきまして、見積書及び金融機

関の残高証明により確認し、事業の計画が確実に推進されると見込まれます。また、地元
区長、農事部長、水利組合の同意も得ております。

補足になりますが、新規に墓地を設置する場合、墓地から半径110メートル以内にある
住宅の居住者全員に同意を求めることが必要とのことで、今回、24件が該当するわけです
が、24件全てから同意書を得たと聞いております。

以上のことから、本件は許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位188番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。188番の航空写真をご覧ください。申
請地は、県道養父朝来線を和田山方面から南進していきますと、物部地区内の中央あたり
に物部八幡神社の参道の入り口がございます。そこを西に向かって市道を進んでいただくと山裾に当たりますので、そこから西側を見ていただきますと申請地が見えるというよう
な地理的状況だということをご理解いただきたいと思います。この申請地につきましては、
昨年9月に5条申請で許可をいただきまして、●●さん、●●さんの親子関係でござい
ますけれども、●●さんの住宅の建設がほぼ完成するようになっております。その土地の
隣接地が当該の申請地でございまして、今回、住宅はほぼ完了したけれども、隣接地に自
家用の露天駐車場が欲しいというお話が親子の中で出たようございまして、それならば、
空いているところを従来と同じように賃借権を、契約を適用してつくったらどうだとい
うことで、両者が契約を交わされたというように聞いております。この土地につきましては、
住宅地を審議していただくときにそれら関係者の承認、同意も得られておりますが、今回
も改めて関係者の同意を得られておりますので、問題はないであろうと思っておりますので、ご
審議をお願い申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位184番から188番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の楠委員のほうから補足説明はありますか。

○楠委員 失礼します。2月3日、13時30分から農業委員、佐野委員と私、それから農
地利用最適化推進委員、吉井委員さんと山野委員さん、それから事務局から2人、計6人
で、それぞれ現地を確認しました。いずれの案件におきましても、先ほど地元農業委員さ
んのほうからご説明がありましたとおりであると思っておりますので、特に問題はないと思いま
す。以上です。

○石原会長 この件につきまして、ご意見なりご質問ございませんか。
ないようですので、受付順位184番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。
続きまして、受付順位185番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。
続きまして、受付順位186番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。
続きまして、受付順位187番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成により、本件は承認されました。
最後に、受付順位188番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。
続きまして、日程第4「議案第91号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 続いて、提案理由の説明をしてください。

○事務局 受付順位189番の航空写真をご覧ください。黒川温泉の南に位置する申請地は、隣接する黒川●●番地に建つ住宅と同一の所有者であり、この住宅は令和2年9月に空き家バンクに登録されたことを確認いたしました。

それから、もう一つのほう、受付順位190番の航空写真をご覧ください。和田山町岡田

に位置する申請地は、隣接する岡田●●番地に建つ住宅と同一の所有者であり、この住宅は令和3年10月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。

それぞれこれらのことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適合条件に適合していると思われまますので、同基準取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく決定をお願いするものです。以上です。

○石原会長 ただいま事務局より空き家に付随する農地の指定についての提案理由の説明がございました。

この件につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位189番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位190番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第92号、地籍調査事業にかかる地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第92号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 それでは議案第92号、地籍調査事業にかかる地目変更につきましてご説明させていただきます。

資料につけておりますが、朝来市長から農業委員会会長宛てに、農地転用事実の疑義につきまして、今年度、生野町円山の一部ほか、栃原、上八代、佐囊、田路、柳原、宮、久留引、過年度の久留引、末歳の計10か所、419筆、合計87,430平方メートルの照会がございました。これにより、1月17日に生野、朝来地区、18日に和田山地区、19日に山東地区で各地区担当委員さんに地籍調査事業に係る現地調査をお願いいたしまして、お世話になったところがございます。この地籍調査事業に係る現地調査につきましては、県の通知や市の朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱により判断していただきました。

合計419筆のうち、非農地として疑義が生じたのは合計6筆でございます。

資料36ページにつけておりますが、写真をご覧いただきたいと思います。通し番号197番、田路、字、竹ヶ花●●番地、田から雑種地への地目変更の照会がありましたが、当該農地は農振農用地のため、非農地認定しないものとしております。

次に、通し番号198番、田路、字、竹ヶ花●●番地、田から雑種地への地目変更の照会がございましたが、こちらにつきましても農振農用地のため、非農地認定しないものとしております。

続きまして、通し番号199番、田路、字、竹ヶ花●●番地、田から雑種地への地目変更の照会がございましたが、同じく農振農用地のため、非農地認定しないものとしております。

下の段、通し番号306番、和田山町久留引、字、松谷●●番地、田から原野、墓地への地目変更の照会がございましたが、農振農用地のため非農地認定しないものとしております。

次に、同じく和田山町久留引、字、松谷●●番地、田から宅地への地目変更の照会がございましたが、農振農用地のため非農地認定しないものとしております。

最後に、通し番号313番、和田山町久留引、字、和田●●番地、田から雑種地への地目変更の照会がありましたが、農振農用地のため非農地認定しないものとしております。

以上、非農地として疑義が生じた6筆の説明をさせていただきましたが、地籍調査課からの照会のありました合計419筆から今回この6筆を除いた筆につきまして、地目変更、今回、認定につきましてご審議をいただきまして、決定をいただきますと、419筆から6筆を除いた筆につきまして、地籍調査事業に係る地目変更を認定いただいたものとして地籍調査課に回答することになります。

以上、簡単ではございますが、説明のほうを終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石原会長 事務局からもありましたが、1月に各地区でそれぞれこの件について3名ずつ委員に集まっていたいて、地籍調査と現地調査をした結果、こういう議案が出てきたということでございます。この件につきまして、ご質問なりご意見いただきたいと思っております。どなたかありますか。

特にないようですね。

それでは採決を採りたいと思います。

議案第92号、地籍調査事業にかかる地目変更について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は決定といたします。

続きまして、日程第6「議案第93号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、細見委員が議案第93号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。議案第93号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○事務局 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

39ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1番として、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。まず、利用権を設定する農用地についてですが、田が15,548平方メートル、12筆、畑が290平方メートル、2筆となっております。合計として15,838平方メートル、14筆。利用権の設定を受ける戸数として5戸、利用権を設定する戸数として9戸となっております。

続きまして、2番として、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が14筆、15,838平方メートルとなっております。

利用権の終期についてですが、令和9年3月31日までのものが10筆、9,560平方メートル、令和10年3月31日までのものが1筆、1,153平方メートル、令和14年3月31日までのものが3筆、5,125平方メートルとなっております。

続きまして、40ページをご覧いただきたいと思います。40ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方と設定される方の賃借地の所在地一覧表を記載しております。

続きまして、41ページをご覧いただきたいと思います。41ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方、耕作者の情報を記載しております。

続きまして、42ページをご覧いただきたいと思います。42ページにつきましては、利用

権を設定される方、所有者の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いいいたします。

○石原会長 ただいま担当課の説明がございました。

この件につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第93号、農用地利用集積計画の決定につきまして、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、細見委員、お戻りください。

審議を続けます。

日程第7「議案第94号、朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第94号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○事務局 失礼いたします。引き続き農林振興課の西谷が説明させていただきます。

それでは、45ページをご覧いただきたいと思います。今回、農用地区域から除外する土地として申請を受けております。土地の所在地、地番、地目、面積、除外の目的を説明させていただきます。土地の所在地は、朝来市山東町喜多垣、字、殿ノ谷●●番地、以下7筆となっております。地目が田、そして面積が8,387平方メートルとなっております。除外の目的としては真砂土置場です。

続きまして、47ページをご覧いただきたいと思います。47ページにつきましては、申請地の位置図を載せさせていただいております。この申請地につきましては、国道9号を和田山から山東方面に行く途中にファミリーマートがございます。そのファミリーマートを右側に曲がっていただきまして、南側に進んでいただきます。途中で北近畿自動車道が通っておりますが、それも通り抜けて進んでいきますと、県道溝黒竹田線に行き当たります。この県道溝黒竹田線を西側に進んでいきますと、今回の申請地となります。

続きまして、48ページをご覧いただきたいと思います。今回の農用地からの除外につい

ての理由書を記載させていただいております。除外申請地については、先ほど説明させていただきましたが、朝来市山東町喜多垣、字、殿ノ谷●●番地、以下7筆となっております。地目、現況がそれぞれ田となっており、面積は8,387平方メートルとなっております。申請者につきましては、●●市●●●●番地、●●株式会社代表取締役、●●となっております。転用目的としては真砂土置場、除外理由につきましては、長年にわたり真砂土等の製造を行ってきたが、事業規模の拡大に伴い、製品置場が手狭になってきた。今後も事業拡大するに当たり製品置場を確保する必要があった。申請地は事業地に隣接しているため大型車両が往来しやすく、また、他の土地についても農用地外にもないため、今回の選定地となっております。

続きまして、49ページをご覧くださいと思います。49ページにつきましては、平面図となっております。この申請地にそれぞれ色づけしている部分が6か所ありますけれども、この6か所がそれぞれ転用後の真砂土置場として想定されております。申請地の左側になります、ここに水路が設置されております。この水路の下側に沈砂池というふうに記載してありますけれども、現在は沈砂池ではなく、今回の転用後に沈砂池を設置し、下の農地に砂が流れ込まないように配慮する計画となっております。

続きまして、50ページをご覧くださいと思います。この50ページにつきましては、大変分かりにくいですが、これは夏頃、現地に赴いて写真を撮らせていただきました。この写真につきましては、どこから撮ったのかといいますと、47ページに戻っていただきたいと思います。この申請地の県道溝黒竹田線側の一番端になりますが、申請地の●●番地と小さく記載しているところがございます。この申請地の一番南側に農道が通っていますが、そこから写真撮影をさせていただきました。この写真から見ても分かるように、人の背丈ほどの草木が生い茂っており、現在、全く耕作がされていない状態となっております。今回の申請につきまして、所有者が複数いますけれども、全ての所有者の同意と農事部長、区長の同意を得て、今回の申請となっております。

以上、朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 担当課からの説明がございました。

委員のほうからご質問等ございませんか。

西村委員、どうぞ。

○西村委員 ここは私の担当になる農地ですけれども、持て余し気味の農地で、何かに

使っていただけたら良いとは思っていたのですが、今後開発されるところの下に営農型の太陽光発電があります。その前に沈砂池がありますけれども、太陽光発電のほうに大雨が降っても流れ込まないようにしていただくと同時に、これ、●●になっていますけれども、●●さんですよね。●●さん、現在、土砂を取っておられるところも、雨が降りますと、その前の川にかなり汚れた水が入ります。今度は沈砂池を設けられるということですが、そのことについてよく聞いていただいて、しっかりした沈砂池を造っていただきますようによろしくをお願いします。

○石原会長 今、西村委員からの要望がありました。担当課いかがですか。

○担当課 失礼いたします。今回、実際にそのような問題があるということですので、今後また●●であります●●さんの担当者にはこういったことを、現状をお伝えさせていただきまして、しっかり対策を取るよう指示したいと思います。

○石原会長 そのほかございますか。

特にないようですので、議案第94号、朝来農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶いただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後 3 時00分終了)